

政軍関係のあり方に関する一研究

——文民統制と安全保障のあるべき均衡に注目して——

小 森 雄 太

1 問題の所在

(1) 本稿の目的

本稿は、近代型以降の政軍関係 (politico-military relations) の主要な形態である文民統制 (civilian control over the military) と安全保障 (national security) の関係性について、近代以降の日本を事例として検討を行う」とを目的としている。

周知の様に、明治以降の日本においては、元老や政党が軍部を凌駕し、政治の軍事への優越が確立されつつあった。

しかし、昭和初期以降、軍部が統帥権の独立性を盾に政府の介入を拒絶し、政治介入を行つた結果、太平洋戦争での敗戦を迎えることとなつた。太平洋戦争後、陸海軍は解体されたが、冷戦の激化により、再軍備が行われた。すると、今度は過剰なまでに自衛隊を抑制的に運用するという文官統制が行われる様になつた。この傾向は、冷戦終結と頻発する低強度紛争に対応する日米同盟の全般的な深化に伴う自衛隊の業務拡大による変化はあるものの、依然として残存している。しかし、政軍関係研究の先進国である米国では、イラク戦争の長期化或いは泥沼化により、日本の文官統制に代表される文民の絶対的優位を許容してきたこれまでの考え方から、軍部への一定程度の権限移譲を許容し、文民統制と安全保障のあるべき均衡を意識する考え方へと回帰しつつある（三浦一〇一〇）。

本稿は前述の政軍関係研究の最新動向を踏まえ、軍部優位から文官優位へと極端に変化した日本の政軍関係を考察する。そして、文民による軍事への過剰介入及び軍部による政治介入の実態や傾向を解明し、あるべき政軍関係を提示することを目指す。

(2) 本稿の分析枠組み

近代以降の政軍関係について、先進国においては軍事クーデタが発生する可能性が皆無である一方、発展途上国では軍事クーデタが頻発し、地域によつては軍政が施行される傾向があることは周知の事実である。これらの傾向は政軍関係研究ではある種の常識であるが、民主化の観点から検討すると、三つの段階に分けられる。⁽¹⁾

第一段階としては、発展途上国に代表される安全保障を最優先して、文民統制を軽視或いは無視する段階である。これは明治期、特に日露戦争以前の日本や発展途上国が該当する。第二段階としては、民主主義が勃興し、文民統制

が主張される様になる一方、安全保障を優先する志向も衰えず、その結果、文民統制と安全保障が激突する段階である。この状態は民主化途上体制とも表すことが可能であり、大正期の日本や新興工業国が該当する。そして、第三の段階として、勃興した民主主義を基盤とする文民統制を前提とした安全保障の確立を志向する段階である。この段階では、政府や議会の優位が確立され、軍隊によるクーデタ等は想定され得ない政治体制となつていて。これは二・二六事件（一九三六年）以前の昭和期、或いは太平洋戦争以降の日本や英米等の西欧諸国が該当する（小森一〇一一：三四）。

ところで、本稿で取り扱う文民統制は、具体的には「（政府や議会に代表される）文民による（陸海空軍や国境警備隊といつた準軍事組織等の）軍部に関する予算や人事、作戦行動等の管理・統制」である。この文民統制を実施する為の方法論としては、文民が軍部の細部に至るまで管理・統制する主体的文民統制（subjective civilian control）と一定程度の軍部の自主性を尊重する客体的文民統制（objective civilian control）が存在している（Huntington 1985 : 80-86）。

一方、安全保障の目的は国家の平和と安寧を担保するものであり、その手段である戦争については、クラウゼヴィッツが『戦争論』において、「敵をしてわれらの意思に屈服せしめるための暴力行為」であり、「一つの政治的手段」であると規定している（クラウゼヴィッツ一〇〇一：三五、六三）。この規定は戦争を始めとする安全保障が政治的行為の連続体であり、政治との関係によつて戦争の規模が規定されることを示している。

これらの概念は、文民統制は国家構造の一要素であるのに対し、安全保障、特に戦争は政治行為の延長線上に存在する手段であり、本来であれば対立概念ではない。しかし、特に太平洋戦争後の日本においては、これらの概念を対立するものとして議論されることが多い。⁽²⁾しかし、これらの概念の関係性、換言すると対立構造に無いことを明らか

にすることは、政軍関係研究を発展に寄与する理論的基礎を提供し得ると考える。

この様な前提を踏まえ、本稿においては、「文民統制と安全保障は対立関係にはならない」という仮説を設定する。この仮説を検証する為、前述の政軍関係の諸段階を踏まえて、ハンチントン (S. P. Huntington) 以降の政軍関係理論を用いて、近代以降の日本における政軍関係に影響を与えた事例を考察する。

2 近代日本の政軍関係

(1) 実施主体に注目した安全保障の諸前提

本稿で取り扱う安全保障は、伝統的安全保障とも称される軍事力の行使を想定した国家の領土や主権の防衛を目的とした軍事的安全保障である。これは、主権や領土、人民の安全を担保するという国家の根源的な役割を前提とした概念であり、最も基本的な安全保障概念である。これ以外にも、軍事的安全保障等や経済的安全保障等を包括的に取り扱った総合的安全保障や一九七〇年代以降の欧州で提唱された共通安全保障やその発展型である協調的安全保障、更には国家や軍事同盟よりも人間の生存や尊厳への脅威に対する安全を担保することを目指した人間の安全保障といった概念も提唱されている。また、二〇一二年衆院選以降、憲法改正との関係で話題に上ることが多くなつた集団的自衛権もその理論的基礎は集団的安全保障であり、その実効性の有無に課題を多く抱えてはいるものの、国際連盟や国際連合において採用されている安全保障概念である（防衛大学校安全保障学研究会一〇〇九）。

これらの安全保障概念は、冷戦崩壊を境として、大きくその姿を変えている。冷戦崩壊以前は、本来の安全保障概念が災害対策や治安維持も含む複雑多岐に亘る概念であるにも拘らず、軍事的安全保障とほぼ同一視されていた。し

かし、冷戦崩壊以降の安全保障概念は、ノルマンディー上陸作戦（一九四四年）やレイテ沖海戦（一九四四年）等といつた大規模戦闘、或いは朝鮮戦争（一九五〇—五三年）やヴェトナム戦争（一九六〇—七五年）といった正規戦争が発生する可能性が低下した為、本来の安全保障概念へと回帰していった。

この様な安全保障環境の変化に伴い、安全保障の担い手も旧来の陸海空軍に代表される軍部のみならず、NGOや警察などの非軍事組織、民間企業などの民生部門も加わっている。しかし、その中核を担っているのが軍部であることは、現在に至つても変わりない。これは昨今の日本の安全保障を議論する際に、集団的自衛権の行使に関する議論が喧しいこともその証左として挙げられる。

以上を踏まえると、あるべき政軍関係を考察する上で、安全保障の主たる担い手である軍部の動向を考察することが不可欠であることは明らかである。その為、本稿においては、軍部及び安全保障が関係する事例を考察し、安全保障と文民統制の関係性を検討する。

(2) 明治期の政軍関係

日露戦争後の日本において、元老等の文民エリートが主導する政治体制が維持されていた。しかし、大正デモクラシーの勃興を始めとする自由・民主主義的な政治運動の影響を受け、それまでの超然主義とは異なった憲政の常道と呼ばれる慣例が確立されることとなつた（北岡一九九九・一九一三）。

一方、陸軍を中心とした軍部は、日英同盟改訂（一九〇五年）を受け、英露が衝突した場合の日本の軍事的対処方針として、帝国国防方針を策定した。英露衝突の可能性は三国協商及び日露協約締結（一九〇七年）によつて低く

なつたものの、日露戦争以降の国防戦略における「海主陸従」状態の打破の好機と見た山縣有朋によつて策定は続行された。この陸軍の動きに対抗し、海軍も同様の計画を作成し、最終的に陸海軍揃つて提出することとなつた。策定された帝国国防方針においては、仮想敵国を米露独仏に設定し、二五個師団の陸上戦力及び戦艦・巡洋戦艦各八隻の海上戦力の整備を中心とした内容になつた。また、日露戦争を通じて、朝鮮半島及び満州での利権を確保したことを見踏まえ、専守防衛ではなく、先制攻撃も含めた積極的な防衛を提唱している（黒川一〇〇三・六三一六八）。

帝国国防方針の策定過程では、動員等を主管する内務省や予算等を主管する大蔵省を始めとする政府（内閣）は排除された。現職の西園寺公望首相も例外では無く、国防方針への意見と所要兵力の閲覧は認められ、軍備の拡充といつた軍部の最大の関心事には内閣が関与し得たものの、戦術ドクトリンである用兵綱領への一切の関与が拒絶された（小林一九九六・一五四一五九）。その為、日本を防衛する為の根本的な方針であるにも拘らず、政軍相互の意思疎通を著しく欠いた内容となつた。帝国国防方針の策定過程を政軍関係の視点から見ると、文民の関与を殆ど拒絶しているという点において、近代型政軍関係とは異なる状態であつたことは明らかである。

この当時、欧米列強との間に締結された不平等条約の改正を成功させた第二次桂内閣の総辞職を受け、第二次西園寺内閣が成立した。この内閣は、与党である立憲政友会が衆議院で過半数を獲得していたこともあり、日露戦争以来の経済不況に対応する為の行財政改革に積極的に取り組み、一九二三年度予算では歳出一割削減を目指していた（岩井一〇〇三・一二六）。この様な状況下で、陸軍は帝国国防方針で規定された戦力整備の第一弾として、二個師団の増設を要求したが、巨額の予算支出を強いられるこことを嫌つた西園寺首相は要求を拒絶した。この西園寺首相の対応に、陸軍は上原勇作陸相の辞任によつて対抗し、二個師団増設問題は顕在化したのである。

二個師団増設問題に端を発し、第一次憲政擁護運動を始めとする大正デモクラシーが勃興した。その過程において、第三次桂内閣は崩壊し、山本権兵衛を首班とする第一次山本内閣が成立した。山本内閣は第一次憲政擁護運動に端を発する大正デモクラシーに対応した行財政改革を行つた。同時に文官任用令や陸軍省官制、海軍省官制の改正（一九一三年）を断行し、人事政策において、首相の意向を反映することが可能な体制の確立し、軍部大臣現役武官制を廃止したのである（由井一九七七..一〇三—一〇四）。

近代型政軍関係は換言すると文民統制であり、その流れは民主主義の発展に伴つて加速していく。従つて、大正デモクラシーの影響によつて断行された軍部大臣現役武官制廃止により、日本における文民統制が確立されたと看做すことが出来る。その後、第一次山本内閣によつて、懸案となつていた陸軍二個師団の増設が行われているが、これは財政状況が好転した結果であり、軍部に押し切られたものではない。

この人事や予算を通じて確立された文民統制は、寺内正毅や加藤友三郎といった軍人出身の首相も登場したが、大きな変化は無かつた。表層的には超然主義を標榜した寺内ですら、犬養毅等といった政党の有力者に協力を求めていたことを考慮すると（季武一九九八..二五四—一五九）、政党及び議会の意向を尊重する意思を抱いていたと考えられる。しかも、この政党関係者への配慮は、次の原敬や高橋是清の首相就任の伏線となつたのである（玉井一九九九..八九一九二）。

(3) 大正期の政軍関係

第一次山本内閣による行財政改革及び財政改善による軍備強化から暫くして、第一次世界大戦（一九一四—一八年）

が勃発し、日本も少なからざる影響を受けた。

財政的な面からの最大の影響は、第一次世界大戦後に発生した軍拡ブームとも言うべき国際的な軍拡競争に巻き込まれたことである。第一次世界大戦後、戦勝国となつた連合国は、ダニエルズプラン（米国）や八八艦隊計画（日本）といった軍備拡張計画を発表し、戦艦を中心とした海軍力の増強を進めた。しかし、軍備拡張に伴う経済負担は各国の国家予算を圧迫し、建造計画の遅滞を引き起こした。この状況を開拓する為に、一九二三年、ハーディング（W. G. Harding）米国大統領の提案に従い、戦勝五ヶ国による軍縮会議が開催され、ワシントン海軍軍縮条約が締結された。その結果、日本を含む列強各国において海軍戦力の削減が実施され、世界は「海軍休日」と呼ばれる軍縮時代を迎えたのである（池井一〇〇二・一四六一一四七、一五九一一六〇）。

海軍による軍備削減に対応して、陸軍においても経費等の削減と装備の近代化を目指し、軍備削減が行われた。第一弾として、山梨半造陸相が主導し、第一次軍備管理（一九二二年）が実施され、翌年には第二次軍備管理（一九二三年）が実施された。一度の軍備管理の結果、将兵約六〇〇〇〇名、軍馬一三〇〇〇頭という約五個師団相当の人員及び経費が削減された。しかし、固定費の削減が徹底されなかつた為、装備の近代化を行うことは殆ど出来なかつた（防衛庁防衛研修所戦史部一九七九・九一—九二）。しかも、関東大震災（一九二三年）の影響により、装備の近代化はますます難しい状況となつた。その為、関東大震災の復興予算を捻出すると共に、第一一二次軍備管理で達成出来なかつた装備の近代化及び将官を含む人員の削減を目指して、加藤高明首相は陸海軍に総計八〇〇〇万円の予算削減を要求した。これを受け、山梨陸相の事実上の後任である宇垣一成陸相主導による第二次軍備管理（宇垣軍縮）が行われることとなつた（小林一〇一〇・一四一三）。

宇垣軍縮では、四個師団の削減等といった大規模な人員及び経費の削減を実施し、将兵約三四〇〇〇名、軍馬六〇〇〇頭が削減すると共に、徴兵された兵士の在営期間短縮（二年六ヶ月→二年）を実施した。また、中等学校への軍事訓練を実施する将校の派遣を実施し、総力戦体制の拡充を目指した。そして、浮いた予算は、戦車を始めとする兵器等の拡充や戦車隊等を新設する為の経費に回されたのである（防衛庁防衛研修所戦史部一九七九・一〇〇一〇一、一一三一一六）。

宇垣軍縮は軍備削減よりも軍備近代化を重視していた為、将兵は山梨軍縮と合わせて約一〇万人程度削減されたが、予算額としては、実施前と比較して、一割程度の削減に止まつた。ただし、海軍予算と合わせた国防費は、一般会計の四分の一程度まで削減されている（財務省主計局調査課二〇〇五・七〇）。しかし、宇垣軍縮は陸軍全体の漸減を行つた山梨軍縮と比較し、師団レヴエルの再編を行つたという点において、その影響は大きかつた。その結果、陸軍内部における派閥抗争のきつかけとなり、後に宇垣が大命降下を受けながら、陸軍の支持を得られず、組閣が失敗する遠因となつた（北岡二〇一二・一九〇一—一九二）。また、人員削減に伴う将校の退役と進級の停滞、将校採用枠の削減は、支那事変以降の将校不足の原因となつた。そして、この急激な軍縮は国民にも大きな衝撃を与え、電車内で軍人が因縁を付けられたり、それを忌避して軍人が私服で外出したりといった軍部蔑視の色合いを含んだ文民優位の意識を形成することとなつた（佃一〇〇六）。

政軍関係の視点から見ると、一連の軍縮により、陸海軍共に政治権力の奪取を行い得る物理的な能力を失い、文民統制の発展に貢献したと考えられる。また、削減された戦備で安全保障を担保する為に、軍部が物心両面の質的向上を目指したことは、既存のプロフェッショナリズムを強化する素地が整えたことを意味している。これは換言すると、

文民統制の確立を前提とする近代型政軍関係に日本の政軍関係が近付いたことを示している。

(4) 昭和初期の政軍関係

前述のワシントン海軍軍縮条約の結果、列強各国の海軍軍備は大幅に制限された。しかし、ワシントン海軍軍縮条約では、巡洋艦や駆逐艦、潜水艦等の補助艦に関する建造・保有制限は実施されなかつた。その一方で、ワシントン会議以降、補助艦の性能は著しく向上した為、補助艦についても建造・保有制限をかける必要性が列強間で認識される様になつた (Morrison 2003 : 260-266)。

この状況を鑑み、クーリッジ (J. C. Coolidge) 米国大統領が列強諸国に呼びかけ、交渉に応じた日米英各國による軍縮会議がジュネーヴで開催された⁽³⁾。しかし、米国が主張する「比率主義」と英國が主張する「個艦規制主義」が対立した為、交渉は決裂してしまつた。その後、マクドナルド (J. R. Macdonald) 英国首相の呼びかけにより、補助艦の制限に関する軍縮会議がロンドンで再度開催された。この軍縮会議では、前回のジュネーヴ海軍軍縮会議において軍部関係者による交渉の結果、政治的妥協が出来なかつたことを鑑み、日本の首席全権を務めた若槻禮次郎を始めとして、各国代表が政治家を中心に構成されていた (関 1007 : 四五一四六)。その為、交渉は難航したが、日本の提案内容に近い対英米比率六・九七五割という内容で条約が締結された (防衛庁防衛研修所戦史室 1969 : 三六六一三六七、三七三一三七四、三九〇一三九三)。

当時の日本は、濱口内閣が経済の実態と著しく乖離した第一次世界大戦以前の為替相場を基準とした金本位制への復帰を実施しており、為替相場を維持する為に大幅な歳出削減を必要としていた。その為、列強各国との軍事バラン

スを維持しつつも国防費、特に海軍予算を削減することが喫緊の課題となっていた。この様な状況であった為、提案した七割に近い妥協案を米から引き出せたので、濱口内閣は受諾する方針を示し、海軍省も賛成の方針を示した。⁽⁴⁾しかも、当時の日米の工業力の違いを考慮すると、対米七割弱という条件は破格に近いものであつた。しかし、海軍軍令部は、重巡洋艦保有量が対米六割に抑えられたことや潜水艦保有量が希望量に達しなかつたことを理由として、条約締結拒否の方針を主張した。

大日本帝国憲法における統帥権は、第一二条（統帥大権）及び第二二条（編制大権）から構成され、前者は参謀総長及び海軍軍令部長が、後者は陸軍大臣及び海軍大臣が輔弼することとされていた。一方、政府や帝国議会は、統帥大権に関する事項への介入は殆ど出来なかつたものの、編制大権に関する事項には、予算案の編成・審議等を通じた介入が可能であつた（北岡一九九九・一一三）。これは換言すると、内閣が限定期であるが、編制大権を有していたということである。

しかし、加藤寛治海軍軍令部長を始めとする海軍内部の条約締結反対派（艦隊派）は、統帥権を拡大解釈し、本来であれば編制大権に該当する兵力についても、統帥大権に關係する事項であるとして、濱口内閣を統帥権の独立を犯したと攻撃した（秦一〇〇六・一六三—一六九）。

この状況に乗じて、マスメディアや野党から当初想定していた兵力を達成出来ずに軍縮条約に調印してしまったことに対する批判が噴出した（伊藤一九六九・四四六）。また、直近の第一七回総選挙で惨敗を喫した上に、田中義一元陸相の總裁就任以降、親軍化を強めていた立憲政友会の犬養毅と鳩山一郎、倉富勇三郎枢密院議長は、ロンドン海軍軍縮条約が海軍軍令部の要求する補助艦対米比七割に満たないことや海軍軍令部の反対意見を無視した条約調印が

統帥権の干犯であることを指摘し、濱口内閣を攻撃した（纏纏一〇〇九・一九〇一三〇一）。一連の政府追及の動きの中、統帥権干犯問題を惹起した加藤海軍軍令部長は、昭和天皇に帷幄上奏を行い、海軍軍令部長を辞職した。

この様な野党や海軍艦隊派の攻撃に濱口首相は屈すること無く、帝国議会において条約案の可決を勝ち取り、昭和天皇へ批准の裁可を求めて上奏した。その後、条約案は枢密院に諮詢されたが、倉富議長の意に反し、枢密院本会議において可決された為、昭和天皇により裁可され、ロンドン海軍軍縮条約は発効した。しかし、海軍内部には深刻な対立を生み出した上に、濱口首相の有力者への根回しを行わない政治手法に対し、東郷平八郎元帥を始めとする海軍の有力者は政党内閣への不信を惹起し、それまでの政党との協調を基本としてきた海軍の反発を招いた。また、条約発効後の一九三〇年一一月一四日、濱口首相は右翼団体の青年に東京駅で狙撃されて重傷を負い、最終的に一九三一年四月一三日に濱口内閣は総辞職に追い込まれた。この流れは、幣原外相が主導してきた協調外交を行き詰まらせた（北岡一九九九・一一三一一四）。しかし、軍部の意向を押し切つて、軍縮条約を締結したことは、日露戦争以降に確立された政府や議会による文民統制の精華であると看做すことが可能である。

一方、一九二〇年代以降の経済不況の影響により、日本経済は悪化の一途を辿つており、満州への進出を強力に進めていた。しかし、辛亥革命に伴う清朝の崩壊と張作霖を始めとする満州軍閥の台頭により、当時の満州域内の政情不安は深刻さを増し（島田一九七〇）、ソ連の権益である東支鉄道や日本の権益の最たるものである満鉄といった列強の権益が脅かされる様になつた。例えば、張学良はソ連の圧倒的な軍事力に圧倒されたが、中ソ紛争（一九二九年）を引き起こし、東支鉄道の権益回収を試みている（白井一九九八・一八一四四）。張学良の権益回収要求に対し、ソ連が軍事力で抑え込んだことは、満州事変での日本の行動に示唆を与えたと推測することが可能である。一連の満州域内

の動向に対し、日本は対策を欠き、重光葵駐支公使は「堅実に行詰まる」と当時の状況を表している。同様な感想は林久治郎奉天総領事も抱いており、「満州における日支の衝突は近く避けることのできない形勢になる」と幣原に述べている（守島、柳井一九七三・三九）。

この様な政府の対応に対し、陸軍内部では総動員体制の確立を目指す若手将校によるグループが幾つか結成されたいたが、最終的に一夕会にまとまり、人事の刷新や満州問題の武力解決を目指した（森一〇一一・一三五一・三七）。その後、一夕会に参加していた岡村寧次や永田鉄山が陸軍省や参謀本部の課長に着任したのを皮切りに、一夕会の会員が続々と陸軍省及び参謀本部の課長級の主要ポストを独占した。一九三一年以降には、満州問題の武力解決を図る為の具体的な方針が示され、陸軍内部では満州事変実施の為の準備が着々と整つていった（川田一〇〇九・一四六一・一五三）。

こうして、一九三一年九月一八日に満州域内における日本の権益を保護していた関東軍は、柳条湖の満鉄線路を自ら破壊した上で、張学良等による破壊工作と看做して、直ちに満州の占領行動を開始した。翌日までに、奉天や長春、營口等の主要都市を占領し、軍政を施行した（加藤二〇〇七・一〇六）。その後、関東軍は戦線を満州から上海まで拡大したが、一九三三年五月三一日に河北省塘沽において、停戦協定を締結した。停戦協定では満州国の国家承認に関する事項があつたが、中国側が満州国を正式承認しなかつた為、満州の帰属は日中両国間の懸案事項として残された（内田二〇〇六・一〇一）。また、停戦協定締結までに満州国建国（一九三二年）や国際連盟脱退（一九三三年）等の日本を国際社会から孤立させ得る事案が発生している。しかし、満州事変勃発に際し、国際連盟が派遣したリットン（Sir A. G. R. Bulwer-Lytton）を団長とする調査団（リットン調査団）は、柳条湖事件等の軍事的行動についての非難はある

ものの、全体的には日本に同情的な内容で取り纏められた報告書を国際連盟に提出しており（渡部一〇〇六）、当時の列強諸国に対する認識は、決して悪いものではなかつたことを示している。

満州事変発生を受け、陸軍省及び参謀本部の首脳による会議が開催され、満州への増派及び対処方針の閣議への提案を決定した。しかし、閣議では南次郎陸相が陸軍の意向を提示しなかつた為、閣議では事態不拡大の方針が決定した。この閣議決定に対し、陸軍は反発し、軍事クーデタも視野に入れた満州事変への対処方針を策定した（北岡一九九九・一五八一一六〇）。陸軍中央の意向を受け、朝鮮軍は独断で増派を行つた為、事態は拡大の一途を辿つた。この一連の作戦行動に対し、第二次若槻内閣は反発したが、最終的に関係諸経費の支出を承認した。その結果、朝鮮軍の独断出兵は事後承認であつたものの、正式な出兵となつた。この後、関東軍は自衛の為と称して、戦線を拡大し、政府は勿論、陸軍省や参謀本部といつた陸軍中央の意向をも無視する無法者と化していくのである（小林、島田一九六四・四二一八—四三五）。また、国内では、満州事変の拡大に反対していた第二次若槻内閣が崩壊し、統帥権干犯問題を拡大させた立憲政友会が主導する犬養内閣が成立した。犬養内閣は軍部と共同して、満州事変を拡大化させ、満州国を国家として承認した。また、民政党政権が主導していた金本位制への復帰を中止し、積極財政政策を採用したが、折からの不況による安定志向により、主要財閥が恩恵を受ける結果となつた（谷田一〇〇一・一二二六一一三一八）。これらの動きにより、満州事変以降の日本における政軍関係は、良く言えば協調主義、悪く言えば、文民と軍部が溶融した状況になつていくのである。

(5) 冷戦期の政軍関係

太平洋戦争後、日本を統治した連合国軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP）は占領当初、物心両面において、日本の軍備を全廃することを企図した。その為、日本に残存していた兵器類は悉く廃棄され、新たに制定された憲法（日本国憲法）では戦争放棄を謳い、戦力放棄を規定した。しかし、冷戦や朝鮮戦争の影響を受け、警察予備隊（一九五〇年）や海上警備隊（一九五一年）、自衛隊（一九五四年）が編成され、再軍備が実施された。また、サンフランシスコ平和条約と同時に締結された日米安全保障条約（一九五二年）により、占領軍は在日米軍と名称を変更し、日本を含む極東地域の安全保障を担うこととなつた。

太平洋戦争後の日本は、消耗した国力を経済成長に集中投入し、安全保障については米国に依存することを目指した「吉田ドクトリン」と通称される安全保障政策を採用していた。この政策は平和主義に基づいた安全保障政策といふよりは、明治維新以降の伝統的な日本の外交政策の延長線上に位置付けられる政策であり、国際貿易や技術革新の振興により、国際社会における日本の存在感を高めることが最終目標であつた。米国はこの様な依存関係を嫌い、国防関連予算の増額や装備の拡充を要求したが、日本は新憲法の平和条項を盾に要求を拒み続けたが（増田一〇〇四・四三一四七）、吉田ドクトリンは太平洋戦争後の日本の基本方針となつたのである（田久保他一〇〇〇一二四）。

また、国内における政軍関係における注目すべき点としては、再軍備の際に太平洋戦争に至った過程への反省や占領政策を担つたGHQ／SCAPの影響により、軍政部門や軍令部門、実動部隊を一元的に運用する組織へと改められたことが挙げられる。具体的には、各自衛隊の軍政及び軍令事項を包括的に取り扱う幕僚監部と防衛大臣等の文民を補佐する防衛省内局が整備され、統合的な指揮・統制が目指された（高橋一〇〇七）。しかし、その過程では旧陸海

軍関係者が排除され、内務省や大蔵省出身者が影響力を持つ文官統制とも言うべき状態となつた（武藏一〇〇九）。

この文官統制とも言うべき状態を財政的に担保したのが、所謂防衛費一%枠である。日本の国防費は、自衛隊の前身である保安隊が創設された一九五二年以降一般会計予算における比率を漸減させたものの、予算額自体は経済成長に伴い、増額の一途を辿つた（大蔵省財政史室一九九九・九一―九七）。その為、防衛庁内局を中心に予算総額の抑制が企図され（久保一九七一）、後の防衛大綱の前提となつた（上西一九八六・一五四）。

一方、国際情勢はニクソン（R. Nixon）米国大統領の訪中（一九七一年）や第一次戦略兵器削減条約（S T A R T I）の調印（一九七二年）、全欧安全保障協力会議（C S C E）の設立（一九七五年）といった出来事が続き、デタントの時代を迎えた（西川一〇〇一）。この頃、訪中を達成した田中角栄首相は、懸案となつていた第四次防衛力整備計画（四次防）の策定に取り組み、「平和時の防衛力」の限界を明示することを目指した。しかし、戦力の定量的規制は高級自衛官、いわゆる制服組から反発を受けたものの、野党対策の観点から、明示することが求められた為（廣瀬一九八九・一四五）、一九七三年一月に「平和時の防衛力」が表明された（真田二〇一〇）。

その後、田中の後を襲つた三木武夫首相は、防衛庁長官にハト派として知られた坂田道太を任命し、防衛大綱を制定した。防衛大綱においては、田中内閣において提示された「平和時の防衛力」を具体化させる為に、国防費の定量的規制が目指された。具体的には、国民総生産（G N P）比で一%に国防費を抑制することが提唱されたが、特に理論的根拠に基づいた数字ではなく、政治的・社会的必要性に基づいて設定されたことは注目する必要がある（真田二〇一〇）。三木内閣以降の歴代内閣も国防費の抑制を維持したが、米国の同盟国に対する国防費増額の要求が高まつたことを受け、一九八六年に当時の首相であつた中曾根康弘が防衛費一%枠の撤廃を表明し、翌年の昭和六二年度予

算編成から総額明示方式へと転換した。しかし、防衛費がGNP比一%を超えたのは一九八七—八九年度のみであり、その数値も一・〇〇四%、一・〇一三%、一・〇〇六%と僅かな超過に止まっている（真田二〇一〇）。

冷戦崩壊後は、日本を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、国連平和維持活動（PKO）や対テロ戦争（MOTW）等への対応が求められる様になり、防衛省や自衛隊も中央即応集団や統合幕僚監部の設置といった制度的な対応が求められる様になつたものの（鈴木二〇一〇、田村二〇〇六）、引き続き予算の抑制は続いている。

3 安全保障と文民統制のあるべき均衡

(1) 仮説の検証

明治維新以降の日本における政軍関係の変遷を総じて見ると、文民統制の確立から崩壊、そして再建、強化の過程であったと結論付けられる。特に統帥権干犯問題以降の一連の動きは、軍部に対する文民による掣肘が難しい状況を招き、日本における政党政治、そして文民統制の崩壊を招来したことは明らかである。

以下では、これまでの考察を踏まえ、「文民統制と安全保障は対立関係にはならない」という本稿の仮説を検証し、あるべき政軍関係の姿を提示する。本稿で考察した分析結果と当時の国際情勢を比較すると、下記の通りとなる【表1】。これを見ると、国際情勢の変化に対応して、安全保障、即ち軍拡が志向されると、文民統制、即ち軍縮が志向され、太平洋戦争以前の昭和期を除いて、最終的には軍縮志向が定着していることが分かる。

また、政府の対応や軍部の動向を概観すると、政府の対応が人事や予算といった政策・戦略レヴェルのものであるのに対し、軍部の動向は軍備増強といった戦術・作戦レヴェルのものである。前述の様に、軍部が戦術・作戦レヴェ

著者作成

ルに終始した動向を示している一方で、政府が政策・戦略レヴェルの対応に徹していることを踏まえると、文民統制と安全保障は対立構造を形成する概念ではないことが明らかとなる。また、昭和期以降の動向を見ると、軍部よりも政府の方が軍拡に代表される戦術・作戦レヴェルの動向に関心が高く、好戦的な文民によって政軍関係が変容したことが類推出来る。⁽⁶⁾以上の分析結果を踏まえ、以下ではあるべき政軍関係、より具体的には、安全保障と文民統制の均衡点について検討する。

(2) あるべき政軍関係とは何か

近代以降の政軍関係は文民統制とほぼ同義であり、その傾向は先進工業国においてより鮮明である。その為、政府や議会等の文民がどの様に軍部を管理・統制するのかを検討することが政軍関係研究の目的となる。この様な前提を踏まえ、あるべき政軍関係の姿を検討する。

民主主義の理想を鑑みると、主体的文民統制を採用し、政治家や高級官僚といった文民が戦術や作戦レヴェルまで関与することが一面において妥当である。しかし、理想的な政軍関係のもう一つの前提是、充実した安全保障を担保することである。その為、平時から一定程度の権限を軍部に委譲する客

【表1】 近代日本における政軍関係の傾向

	国際情勢	軍部の動向	政府の対応
明治期 (日露戦争以後)	日露戦争 (仮想敵国の設定)	2個師団の増設要求 (軍拡志向)	人事権の掌握 (軍部大臣現役武官制の廃止)
大正期	第1次世界大戦 (総力戦概念の登場・伝播)	軍備(人員を含む)の質的拡充 (軍拡志向)	財政権の掌握 (軍備管理の実施)
昭和期 (太平洋戦争以前)	太平洋戦争 (国力を越えた戦争→敗戦)	軍縮条約締結に反対 満州事変を企図・実施 (軍拡志向)	軍縮条約締結を断行 満州事変拡大を容認 (文民統制達成に対する慢心)
昭和期 (太平洋戦争以後)	冷戦 (日米安保体制の確立・深化)	日米安保体制を前提とした軍備拡充 (軍拡志向)	人事権・財政権の掌握 (文官統制・防衛費1%枠の確立)

体的文民統制こそが理想的な文民統制と結論付けられる。しかし、多くの先行研究で指摘されている様に、客体的文民統制を構成するプロフェッショナリズムを基礎付ける団体性 (corporateness) は、近衛兵主義 (praetorianism) へと変容する可能性を秘めている。従つて、人事や予算を文民が掌握することによつて、近衛兵主義への変容を抑制し、変容した場合には高級将校の更迭や予算の執行停止といった措置を行うことによつて、近衛兵主義に変化しない様な文民による管理・統制が求められることは留意する必要がある。

近代以降の日本においては、太平洋戦争前は客体的文民統制が形成され、太平洋戦争後は主体的文民統制が構築されていた。この変化は、客体的文民統制が慣習に基づいていた為に太平洋戦争を招来したことに対する反省としての日本国憲法の影響によるものであると捉えられる。しかし、吉田ドクトリンの提唱以降、安全保障を軽視或いは無視することが可能となつた国内外の情勢が主体的文民統制の採用を許容したとも考えられる。これは冷戦崩壊後、日本を取り巻く国際環境が急激に変化したことを受け、自衛隊の任務が増加したことや冷戦期は禁忌とされていた集団的自衛権の行使に関する検討が行われる様になり、自衛隊の派遣先における能動的な活動を許容する傾向が強くなつたことが証明している。この様な変化を踏まえると、文官統制とも揶揄されてきた日本における文民統制が客体的文民統制へと変化しつつあること自体が主体的文民統制の限界を示し、客体的文民統制の有用性を示していると結論付けられる。

4 結語

本稿では日本を事例に、あるべき政軍関係を検討してきた。結論としては、文民統制と安全保障は対立する概念で

はないこと、国家構造における文民統制と安全保障の関係性を考察する際に、緊急性の高い事案に対応し、かつ民主主義を担保し得る客体的文民統制があるべき政軍関係であるということを析出した。これらの結論を踏まえ、最後に今後の政軍関係研究のあり方について、若干の展望を述べたい。

まず、文民統制に関する研究について、文民の軍事への過剰介入に関する研究が急務であると考える。これについては、政治家と軍人の考え方の違い (*civil-military gap*) に注目した研究が幾つか発表されている（彦谷一〇〇七）。政軍関係研究における文民統制は、軍部によるクーデタ等への対応を前提としたものであり、文民の軍事への過剰介入、端的には文民の暴走とも言うべき事態は殆ど想定していない。しかし、ヴェトナム戦争やイラク戦争における戦争指導を鑑みると、文民の暴走としか形容することが出来ない事態が発生している (Woodward 2004, Woodward 2006)。その為、より充実した文民統制を考察する為には、文民の軍事への関心度合いに注目することが求められている。

また、安全保障に関する研究について、冷戦崩壊以降、人間の安全保障等といった非伝統的安全保障の重要性が増しているが、軍事的安全保障に代表される伝統的安全保障を前提としている既存の政軍関係研究では対応することが難しい状況となつてている。また、国家への脅威に注目しても、正規軍が脅威となる可能性は低下する一方、国家に属さないテロリスト等の脅威が増大しており、伝統的安全保障の枠組みでは対応が難しい状況となつてている。その為、この様な安全保障環境の変化やそれに伴つて提唱された非伝統的安全保障に対応した政軍関係理論の構築が求められている。

以上の政軍関係研究の現状を踏まえると、今後の課題としては、戦争やそれに準じた事態が発生した場合或いはそこに至るまでの政治家や高級官僚といった文民の行動に注目することではないかと考える。これを明らかにすること

により、理想的な政軍関係を構築する為の課題を析出することが可能になる。これらの課題については、文民の軍事への介入を肯定的に評価した研究 (Feaver 2003) だけでなく、否定的に評価した研究 (Desch 2007) も存在しております、未だ研究者の間でも議論が分かれているが、この様な学界動向を踏まえ、他日を期して論じたい。

- (1) 政軍関係の諸段階について、政軍関係研究の大家であるパールマター (A. Perlmutter) も指摘しているが (perlmutter 1977)、本稿は政治体制よりも経済的な発展段階に注目している。
- (2) 例えば、日本の公共放送であるNHKは、「NHK 戦争と平和 (<http://www.nhk.or.jp/war-peace/>)」と称した特集をweb上で行い、戦争と平和が対義語であるかの様な扱いをしている。
- (3) 本会議には、日米英以外に仏伊も招聘されたが、両国は国際連盟における交渉を優先させるとして出席を辞退した。
- (4) 日米両国は当時想定されていた日米戦争において、日本近海での艦隊決戦で勝敗が確定すると予想しており、日本は太平洋を横断する米国艦隊を潜水艦や空母機動部隊、補助艦艇で攻撃し、決戦海域到着までに米国艦隊の戦力を削るという対抗策を検討していた。この目的を達成する為には、日本の補助艦艇は対米比七割が必要であるというのが日米の共通見解であった。その為、日本は七割を主張し、米国は六割を主張したのである（関二〇〇七・一二七一—三一）。
- (5) 文民による戦術・作戦レヴェルへの関与については、下記を参照されたい（小森二〇一三）。
- (6) 三浦瑠麗は米国を事例として、文民の好戦性を論証している（三浦二〇一一）。

引用・参考資料

青木得二（一九五八）『日本首相列伝⑪ 若槻礼次郎 浜口雄幸』時事通信社。
池井優（一九六八）「近代日本における軍部の政治的地位」慶應義塾大学地域研究グループ編『変動期における軍部と軍隊』慶

応通信。

池井優（二〇〇一）『三訂 日本外交史概説』慶應義塾大学出版会。

伊藤隆（一九六九）『昭和初期政治史研究』東京大学出版会。

伊藤之雄（二〇〇五）『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』名古屋大学出版会。

稻葉正夫、小林龍夫、島田俊彦、角田順（一九八八）『太平洋戦争への道

開戦外交史（新装版）別巻 資料編』朝日新聞社。

井上寿一（二〇一〇）『山県有朋と明治国家』日本放送出版協会。

岩井忠熊（二〇〇三）『西園寺公望』岩波新書。

上西朗夫（一九八六）『GNP一%枠 防衛政策の検証』角川書店。

白井勝美（一九九八）『日中外交史研究』吉川弘文館。

内田尚孝（二〇〇六）『華北事変の研究』汲古書院。

江畑謙介（二〇〇一）『強い軍隊、弱い軍隊』並木書房。

大蔵省財政史室編（一九九九）『昭和財政史 昭和二七〇四八年度 第一九巻（統計）』東洋経済新報社。

大前信也（二〇〇六）『昭和戦前期の予算編成と政治』木鐸社。

奥西孝至、鶴澤歩、堀田隆司他（一〇一〇）『西洋経済史』有斐閣アルマ。

加藤治彦（編）（二〇〇一）『年表で見る日本経済の足どり』財経詳報社。

加藤陽子（二〇〇七）『満州事変から日中戦争へ』岩波新書。

金森久雄、香西泰、加藤裕己（編著）（二〇一〇）『日本経済読本（第一八版）』東洋経済新報社。

川田稔（一〇〇九）『浜口雄幸と永田鉄山』講談社選書メチエ。

神田文人（一九九四）『占領と民主主義』小学館。

北岡伸一（一九九九）『政党から軍部へ 一九二四（一九四一）』中央公論新社。

北岡伸一（二〇一二）『日本政治史』有斐閣。

北岡伸一（二〇一二）『官僚制としての日本陸軍』筑摩書房。

近代戦史研究会（編）（一九八五）『国家戦略の分裂と錯誤（中）』P H P研究所。

久保卓也（一九七二）「防衛力整備の考え方（K B個人論文）」

（<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjp/documents/texts/JPSC/19710220.01J.html>）（一〇一一年九月一八日検索）。

黒川雄二（一〇〇一）『近代日本の軍事戦略概史』芙蓉書房出版。

黒沢文貴、斎藤聖一、櫻井良樹（編）（一〇〇一）『国際環境のなかの近代日本』芙蓉書房出版。

纈纈厚（一〇〇五）『近代日本における政軍関係の研究』岩波書店。

纈纈厚（一〇〇九）『田中義一』芙蓉書房出版。

小林俊一（一〇〇一）『対米開戦の原因』南窓社。

小林龍夫、島田俊彦（編）（九六四）『現代史資料七 滿州事変』みすず書房。

小林道彦（一九九六）『日本の大陸政策』南窓社。

小林道彦（一〇〇六）『桂太郎』ミネルヴァ書房。

小林道彦（一〇一〇）『政党内閣の崩壊と満州事変』ミネルヴァ書房。

小林道彦、黒沢文貴（編著）（一〇一三）『日本政治史のなかの陸海軍』ミネルヴァ書房。

小森雄太（一〇一二）『近代日本における政軍関係の新制度論的分析』明治大学博士学位論文。

小森雄太（一〇一三）『政軍関係研究試論』『政經研究』第四九卷第四号五七九—六〇五頁。

財務省主計局調査課（編）（一〇〇六）『平成一七年度財政統計』国立印刷局。

佐道明広（一〇〇三）『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館。

真田尚剛（一〇〇八）「シビリアン・コントロールにおけるアクターについて」『二一世紀社会デザイン研究』第七号五二一六五頁。

真田尚剛（一〇一〇）『戦後防衛政策と防衛費』『二一世紀社会デザイン研究』第九号三一一四四頁。

島田俊彦（一九七〇）『東支鉄道をめぐる中ソ紛争』『国際政治』第四三号一五一五〇頁。

政軍関係のあり方に関する一研究（小森）

下田耕士（二〇一〇）「わが国近代化以後の政軍関係概観」『軍事史学』第二〇卷第一号七七一八五頁。

季武嘉也（一九九八）『大正期の政治構造』吉川弘文館。

鈴木滋（二〇一〇）「国際活動をめぐる陸上自衛隊の組織改編」『レフアレンス』第六〇卷第一号五三一七二頁。

関静雄（二〇〇七）『ロンドン海軍条約成立史』ミネルヴァ書房。

高橋亀吉、森垣淑（一九九三）『昭和金融恐慌史』講談社学術文庫。

高橋杉雄（二〇〇七）「自衛隊の統合運用態勢の強化と今後の課題」『国際安全保障』第三四卷第四号一九頁。

田久保忠衛、太田正利、平松茂雄（編著）（二〇〇〇）『日本外交の再点検 検証「吉田ドクトリン』時事通信社。

棚橋匡（一九九八）『行政改革の分析枠組』『本郷法政紀要』第七号三一一三四六頁。

玉井清（一九九九）『原敬と立憲政友会』慶應義塾大学出版会。

田村尚也（二〇〇六）「組織から読み取る意図と特徴」『軍事研究』第四一卷第六号三八一四七頁。

佃隆一郎（二〇〇六）「宇垣軍縮での師団廃止発覚時における各『該当地』の動向」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二六集三三一五一頁。

戸部良一（一九九八）『逆説の軍隊』中央公論社。

豊田穰（一九八二）『最後の元老 西園寺公望（下）』新潮社。

西川吉光（二〇〇一）『現代国際関係史Ⅲ』晃洋書房。

秦郁彦（一九九九）『昭和史の謎を追う（上）』文藝春秋。

秦郁彦（二〇〇六）『統帥権と帝国陸海軍の時代』平凡社新書。

秦郁彦（二〇〇七）『張作霖爆殺事件の再考察』『政経研究』第四四卷第一号一〇一一五六頁。

坂野潤治（二〇〇五）『近代日本政治史』岩波書店。

彥谷貴子（二〇〇七）「日本にシビル・ミリタリーギャップは存在するか？」村井友秀、真山全編著『安全保障学のフロンティ

ア「第二巻」リスク社会の危機管理』明石書店。

廣瀬克哉（一九八九）『官僚と軍人』岩波書店。

船木繁（一九九三）『陸軍大臣木越安綱』河出書房新社。

藤原彰（二〇〇六）『日本軍事史 上巻 戰前篇（新装版）』社会批評社。

防衛大学校安全保障学研究会（二〇〇九）『安全保障学入門（新訂第四版）』亜紀書房。

防衛庁防衛研修所戦史室（一九六九）『戦史叢書 海軍軍戦備（一）』朝雲新聞社。

防衛庁防衛研修所戦史部（一九七九）『戦史叢書 陸軍軍戦備』朝雲新聞社。

細谷千博、斎藤真（編）（一九七八）『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会。

細谷千博（一九八八）『両大戦間の日本外交』岩波書店。

益井康一（一九〇一）『日本はなぜ戦争を始めたのか』光人社。

増田弘（一九〇四）『自衛隊の誕生』中公新書。

松下芳男（一九七八）『改訂 明治軍制史論 上巻』国書刊行会。

松下芳男（一九〇一）『日本軍閥興亡史 上巻（新装版）』芙蓉書房出版。

三宅正樹（一九〇一）『政軍関係研究』芦書房。

宮田律（一〇〇六）『軍産複合体のアメリカー戦争をやめられない理由』青灯社。

三浦瑠麗（一〇一〇）『滅びゆく運命？—政軍関係理論史』『レヴァイアサン』第四六号一五五一六三頁。

三浦瑠麗（一〇一二）『シビリアンの戦争』岩波書店。

宮本満治（一〇〇五）『ラスウェルのギヤリソン・ステート論』『政経研究』第四一巻第四号二六七一九四頁。

宮脇岑生（一〇〇四）『現代アメリカの外交と政軍関係』流通経済大学出版会。

三和良一、原朗（編）（二〇一〇）『近現代日本経済史要覧 補訂版』東京大学出版会。

三和良一（二〇一二）『概説日本経済史 近現代〔第三版〕』東京大学出版会。

武藏勝宏（一〇〇九）『冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究』成文堂。

- 室山義正（一九八四）『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会。

森靖夫（一〇一）『永田鉄山』ミネルヴァ書房。

守島伍郎、柳井恒夫（監修）（一九七三）『満州事変』鹿島研究所出版会。

谷田勇（一〇〇一）『実録・日本陸軍の派閥抗争』川喜多ロー・ボーン・マッハ。

山本四郎（一九八一）『山本内閣の基礎的研究』京都女子大学。

山本四郎（一九九七）『評伝 原敬 下』東京創元社。

由井正臣（編）（一九七七）『大正デモクラシー』有精堂出版。

渡部昇一（一〇〇一）『全文リツトーン報告書』ビジネス社。

C.P.G. クラウゼヴィッツ（清水多吉訳）（一〇〇一）『戦争論（上）』中公文庫BIBLIO。

Desch, M. C. (2007) "Bush and the Generals," *Foreign Affairs*, 86-3: pp.97-108.

Diamond, L. and Plattner, M. F. (ed.) (1996) *Civil-military Relations and Democracy* (Johns Hopkins University Press). 十道寿一（翻訳）（一〇〇一）『ハーバート・ヒュースロード エクスヘイ』刀水書房。

Feaver, P. D. (2003) *Armed Servants: Agency, Oversight, and Civil-Military Relations* (Cambridge: Harvard University Press).

Huntington, S. P. (1985) *the Soldier and the State* (Cambridge: Harvard University Press) (in original 1957). 十三歳 | (訳) (一〇〇一)『軍人と國家』(新装版) 原書房。

Morrison, E. E. (2003) *Turmoil and Tradition: A Study of the Life and Times of Henry L. Stimson* (New York: Simon and Schuster for the History Book Club) (in original 1960).

Perlmutter, A. (1977) *The Military and Politics in Modern Times: on professionals, praetorians, and revolutionary soldiers* (New Haven: Yale University Press).

Smith, L. (1951) *American Democracy and Military Power: A Study of Civil Control of the Military Power in the United States* (New York: Harper and Brothers).

States (Chicago: University of Chicago Press). 佐上武弘 (訳) (一九五四) 『軍事力と民主主義』 法政大学出版局。

Woodward, B. (2004) *Plan of attack* (New York: Simon & Schuster).

Woodward, B. (2006) *State of denial* (New York: Simon & Schuster).

付記：本稿は科学研究費助成事業（基盤研究（C））（研究課題名：戦前期日本の司法と軍のインターフェイスとしての軍法務官に関する実体研究）による研究成果の一部として、日本政治学会[10]―[11]年度研究大会分科会E3で報告した内容に加筆・修正したものである。

